

## 高砂市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置し、個々のひとり親家庭の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、これに基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日職発0329第21号職業安定局長通知。以下「職業安定局長通知」という。）及び生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日雇児発0329第30号雇用均等・児童家庭局長及び平成25年3月29日社援発0329第77号社会・援護局長連名通知）に基づく事業をいう。）を活用することにより、ひとり親家庭に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することを目的とする。

### (対象者)

第2条 対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養している者をいう。また、配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）（以下「ひとり親家庭等の親」という。）とし、生活保護受給者については対象としないものとする。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、母子・父子自立支援プログラム策定事業（個々のひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定し、支援を行うとともに、アフターケアを実施する事業をいう。以下同じ。）とする。

### (策定員)

第4条 策定員の選定に当たっては、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者のうちから、総合的に勘案して選定するものとする。

- (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職員OB、企業の人事担当部局経験者等就業に関する相談の知識及び経験がある者
- (2) 母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができる者

められる者

- 2 策定員は、母子・父子自立支援員、生活保護の就労支援員等と兼ねることができる。ただし、その場においては、他の業務の分量等に応じて費用の分担を行うものとする。

(母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施)

第5条 母子・父子自立支援プログラム策定事業は、次に定めるところにより実施する。

(1) 面接の実施

第2条に規定する対象者に対し、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時等あらゆる機会を捉え、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知するとともに、窓口へ来所した相談者のうち自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、意向を十分確認した上で、順次個別に面接を実施する。

この場合において、面接に当たっては、策定員が置かれている福祉事務所等の場所に限らず、相談者の希望に応じて出張相談等を行うものとする。

(2) プログラムについて

ア プログラムの整備

きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施するため、(1)の相談後、自立に向けた課題を相談者と策定員が整理・分析し、相談者のニーズに応じたプログラムを策定するものとする。この場合において、プログラムの様式については、次に掲げる事項を明確に記載できるよう定めるものとする。ただし、本人のプライバシーに深く立ち入る内容の記載欄は設けない。

(ア) 生活や子育て、健康、収入、就業の状況等、本人の現在の状況を理解するた

めに必要な事項

- (イ) 本人の自立・就業を阻害している要因及び課題
- (ウ) 自立・就業の阻害要因を克服するための支援方策の内容
- (エ) 自立目標
- (オ) 支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況及び支援内容等に対する評価
- (カ) 面接者の見解及び面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

イ プログラムの策定

相談者の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標や支援内容を設定し、これらを記載したプログラムを策定するものとし、策定に当たっては、相談者の意向や意欲等を十分考慮するとともに、相談者に対して、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業、準備講習付き職業訓練及び生活保護受給者等就労自立促進事業等の就業支援策の活用について、十分な説明や助言等を行い、必要に応じ、母子・父子自立支援員、就業支援専門員等の意見等も参考にし、かつ、相談者の児童の保育等に関し配慮を行うものとする。

この場合において、関係機関との連携によりプログラム策定前に支援内容の決定がなされたときは、プログラム策定前に支援を実施することができるものとし、策定員は、策定したプログラムを必ず上司に報告するものとする。

#### ウ 目標達成後のアフターケアの実施

就業状況や生活状況を確認し、必要に応じて適切なサービスを提供する必要があるため、プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成状況の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケアを実施するものとする。

### (3) プログラムに基づく支援について

策定したプログラムに基づく支援を行うに当たっては、安定所との連携による生活保護受給者等就労自立促進事業等により、きめ細やかな自立・就業支援を行うものとする。

この場合において、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用することが望ましいと考えられる相談者（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（職業安定局長通知別添）の5に該当する者に限る。以下「就労自立促進事業対象者」という。）については、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 就労自立促進事業対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領に従い、事業についての説明や意向の確認を十分行い、福祉部門担当コーディネーターと事前に相談・調整の上、要請書、個人票A（生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領別添4-1及び別添4-2参照）を別に作成すること。

この場合において、安定所に対する支援要請に際しては、個人情報の提供について就労自立促進事業対象者の同意を得るものとする。

イ 策定員は、生活保護受給者等就労支援チーム（生活保護受給者等就労自立

促進事業実施要領別添1参照。以下「就労支援チーム」という。)の構成員として、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当責任者及び就職支援ナビゲーターとともに、就労自立促進事業対象者に対し、安定所又は福祉事務所等において面接を実施し、面接終了後、就労支援チームは、ケース会議を実施し、就労自立促進事業対象者に最も適した支援方針を決定すること。

ウ 母子家庭等自立支援担当職員の中から安定所との連絡調整を行う担当者を決める等し、支援開始後も安定所との連絡調整が円滑に進むよう努めること。

エ 安定所においては、策定員は、安定所から提供された情報やアフターケアを行う上で把握した課題等を分析し、就業から子育て・生活支援までにおける様々な施策を適宜組み合わせることにより、ひとり親家庭が自立した状況を維持できるよう支援に努めること。

2 相談者への支援に当たっては、関係機関や関係窓口等との連絡調整を図るとともに、相談者に対し必要な説明や情報提供等を十分に行うものとする。

この場合において、当該事業による支援が必要と思われる者が安定所に直接来訪した際は、安定所から策定員に連絡を行うよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うものとする。

3 策定員は、母子・父子自立支援員等と連携して、適宜、対象者の生活や子育て、就業等についての課題克服、自立・就労の状況等を確認し、上司に報告するとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行うものとする。この場合において、再度本人から相談があった際に、継続して相談に応じられるよう体制を整えておくものとする。

4 策定員は、その職務において策定した関係記録を適正に管理及び保存をするとともに、対象者の秘密を保持するものとする。

(関係機関との連携)

第6条 前条に定めるもののほか、策定員は、その職務を行うに当たって、安定所、兵庫県能力開発主管部局、その他関係部局、ケースワーカー、母子・父子自立支援員、就業支援専門員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、NPO法人等との連携、協力、情報交換等を密に図るよう努めるものとする。

(国の補助)

第7条 国の補助対象となるプログラム及びアフターケアとは、次の各号に掲げる区分

に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) プログラム

次のアからウまでの全てを満たしていること。

ア プログラムの策定及びその後の支援に際し、最低2回以上、面接（電話、メール等によるものは含まない）を行っていること。

イ 別紙様式1の、プログラムが策定されていること。

ウ プログラムの策定に当たり、申込書（別紙様式2）が作成されている等により、本人の明確な同意が得られていること。

(2) アフターケア

次のアからエまでの全てを満たしていること。

ア プログラムで策定した目標を達成していること。

イ おおむね月に1回、面談等を行っていること。

ウ イの定期的な面談等を1年以上実施すること。

エ 別紙様式1の「経過の記録」等に面談等を実施した記録が記録されていること。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日より施行し、令和7年4月1日から適用する。